

泉佐野市田尻町清掃施設組合
特定事業主行動計画

泉佐野市田尻町清掃施設組合

泉佐野市田尻町清掃施設組合特定事業主行動計画

令和 6 年 3 月 3 1 日
泉佐野市田尻町清掃施設組合

泉佐野市田尻町清掃施設組合特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 2 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検等を行い公表するものとする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行った。分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

採用年度	女性職員	男性職員	女性割合
令和 3 年度	0 人	1 人	0 %
令和 4 年度	0 人	0 人	0 %
令和 5 年度	0 人	2 人	0 %

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

年度	女性管理職員	全管理職員	女性割合
令和3年度	0人	6人	0%
令和4年度	0人	6人	0%
令和5年度	0人	7人	0%

数値目標：令和7年度までに女性管理職員を1人以上にする。

(3) 各役職段階に占める女性職員の割合（令和5年度）

	役職	女性職員	男性職員	女性割合
管理職	事務局長	0人	1人	0%
	次長・参事	0人	3人	0%
	主幹	0人	3人	0%
	計	0人	7人	0%
非管理職	係長・主査	0人	3人	0%
	主任その他	2人	2人	50%
	計	2人	5人	28.6%

数値目標：非管理職における女性職員割合を25%以上で維持する。

(4) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（令和5年度）

女性職員育児休業取得率	男性職員育児休業取得率	平均取得期間
対象者なし	対象者なし	—

数値目標：育児休業取得対象者が出た場合、取得率100%を目指す。

(5) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数（令和5年度）

配偶者出産休暇 取得者	配偶者出産休暇 取得期間	育児参加休暇 取得者	育児参加休暇 取得期間
対象者なし	—	対象者なし	—

数値目標：男性職員で配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇（子の看護休暇）の取得対象者が出た場合、取得率100%を目指す。

※配偶者出産休暇…職員の妻が出産する場合に、産前1か月産後1か月の間で5日以内の取得が可能。

※子の看護休暇…小学校までの子を養育する職員が、その子の看護のために年間5日以内の取得が可能。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

業務内容が「し尿・ごみ処理場の管理運営」であることなどから、従前より正職員には男性職員が配置（泉佐野市及び田尻町より派遣）されてきたものと思われるが、女性職員にとっても十分に活躍できる職場であることを関係市町に知ってもらうよう働きかける。

また、育児休業や男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の完全取得については、今後取得すべき職員が確認された場合は、育児・子育てに積極的に参加できるよう職場の環境づくりを進める。